滋賀県環境影響評価審査会 議事概要 (議題①関係)

- **1** 日時 令和3年1月20日(水) 13:15 ~ 16:45
- 2 場所 滋賀県危機管理センター 大会議室
- 3 議題 ① 国道 161 号小松拡幅 13 工区に係る環境影響評価方法書について
 - ② 彦根愛知犬上地域新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ③ その他 (→無し)
- 4 出席委員 市川委員(会長)、惣田委員、畠委員、平山委員、松四委員、水原委員
- 5 議事概要

(事務局)

・ 資料1-1および参考資料4により、事業概要およびこれまでの経緯等について 説明。主な特記事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 滋賀県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第36条の規定により、 都市計画に定められる対象事業については、都市計画の決定・変更を行う都 市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、都市計画の決定・変更をす る手続とあわせて対象事業についての環境影響評価の手続きを行うことが できることとなっている。当該事業の都市計画決定権者は滋賀県であり、事 業予定者である近畿地方整備局の協力のもと、滋賀県により環境影響評価の 手続きが行われることとなっている。
- ・ 本事業は条例の施行日以前に都市計画決定された事業であり、条例付則第 5項第2号の経過措置が適用される事業に該当することから、条例に基づく 環境影響評価の手続等に関する規定が適用されない事業である。

しかしながら、都市計画変更に伴うルート帯の変更が行われたことから、 軽微な変更に該当しないため、条例付則第5項に規定される条例第3章から 第9章(環境影響評価方法書以降の手続き)について、手続きが必要となる ものである。

(事業予定者)

事業者資料1-2~事業者資料1-3について説明。

(会長)

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いする。まずは事業概要について、次に調査・予測・評価の手法について。

(会長)

方法書のタイトルは「国道 161 号 小松拡幅 13 工区 環境影響評価方法書」ということだが、方法書の3-1において 13 工区だけでなく 14 工区の一部も対象区間 (対象事業実施区域) に含んでいることが示されている。

タイトルの付け方により対象事業実施区域の範囲がわかりにくくなっているよう に思われるが、このタイトルを付けた理由は何か。

(事業予定者)

道路の改築を行う区間は13工区であるため、このようなタイトルとした。14工区の一部(供用済の区間)は、改築後の13工区に接続するための区間として、13工区の改築に伴う環境影響が生じうる区域として対象事業実施区域に加えているものである。

(会長)

説明内容については承知した。しかしながら、方法書の3-1の本文中に「13工区を含む」という記載があり、この部分をもう少し詳しく記載するなど、事業の目的・ 内容についてより丁寧に記載していただきたかったところである。

あわせて、方法書の3-2に対象事業の規模として「約4.6km」と記載されているが、こちらについても「自然公園法に規定する特別地域における道路の改築(4車線)であり、特別地域に新たに設けられる道路の長さが2km以上であるため、条例の対象事業に該当する。」の説明を加えるなど、環境影響評価の手続きが必要となる根拠を丁寧に記載していただきたかったところである。

(事業予定者)

準備書段階の図書においては、指摘いただいた内容を踏まえて丁寧に記載する。

(委員)

現状の国道 161 号が 2 車線のところを、今回の事業では 4 車線のバイパスを造る工事かと思うが、どのような工事になるか。

(事業予定者)

現状の2車線に加え、最終的には4車線のバイパスを造る工事になる。

(会長)

では次に、調査・予測・評価の手法について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いする。

(会長)

環境影響評価の手続きにおける予測・評価は、ネガティブな影響についてのみ行うのではなく、ポジティブな影響についても行っていく方向にシフトしている。

本事業の対象事業実施区域周辺では、自動車騒音に係る要請限度を超えている地域があるなど、自動車騒音が問題となる地域であることが示されている。本事業の実施に伴う対象事業実施区域およびその周辺における騒音・振動の状況の改善効果も、当該事業の環境影響評価の手続きの中で予測・評価してはどうか。

(事業予定者)

本事業の実施に伴う交通量の分散により、対象事業実施区域およびその周辺における騒音の状況については一定改善されるものと考えている。そのことに係る定性的な評価はできると考えているが、定量的な評価については国土交通省(本省)および国土技術政策総合研究所の意見を聴いて検討していきたい。

(会長)

「国道8号 彦根~東近江(仮称)」の事業のように周辺に複数の既存道路がある 状況とは異なり、本事業の対象事業実施区域およびその周辺の既存道路は現状の国道 161号があるのみである。そのため、交通量の分散による騒音・振動の改善効果の予 測・評価については、現状の国道 161号と新しく設置される国道 161号のバイパスの 交通量のシミュレーション結果から算出できるものと考えられ、技術的に難しいもの ではないと思われる。ついては、積極的に定量的な予測・評価を行うことを検討され たい。

(事業予定者)

承知した。

(委員)

白髭神社周辺の対象事業実施区域は琵琶湖岸に非常に近い地域である。花崗岩質岩石にトンネルを掘るということだが、地下水の流れや湧水などに影響を与える恐れがあると考えられる。魚類や水生生物の調査は5河川とその河川の出口付近で行うということであるが、白鬚神社周辺では琵琶湖への湧水や地下水の流れの変化や、琵琶湖側での生物相にも注意して調査を行ってほしい。

(事業予定者)

湧水環境が存在する場合は、適切に調査地点を設定し、動物・植物・生態系などの項目として影響を予測・評価していく予定である。

(委員)

動物・植物・生態系などの項目に係る調査地点について、具体的な内容が方法書に記載されていない。

動物・生態系の調査地点・調査手法・調査期間等の設定にあたっては、その環境に 生息する動物・生態系の状況が十分把握できるよう、適切に設定されたい。例えば、 方法書 $4-89\sim4-92$ 、6-23 に生態系の類型区分ごとに生息することが想定される 動物種が記載されているが、それぞれの環境に生息することが想定される動物種に合 わせた調査地点・調査手法・調査期間等を設定し、見落としがないように配慮された い。

(事業予定者)

現地の環境の状況を踏まえ、適切に調査地点・調査手法・調査期間等を設定し、調査していく。

(委員)

トンネル構造となる区間が 1km 程度存在することから、切土や森林の伐採により、相当量の土や木材が発生すると考えられる。工事の実施に伴い発生する土や木材の有効利用を図り、廃棄物の発生量の低減に努められたい。

(事業予定者)

工事の実施に伴い発生する土や木材の有効利用を図り、廃棄物の発生量の低減を図っていきたい。

(会長)

ほかにご意見等がないことを確認したため、本議題の審査はこれで終了とする。

以上

※資料1-1について、記載内容に誤りがあったので次のとおり修正しました。

修正前: 方法書説明会 令和2年3月15日・令和2年1月16日 修正後: 方法書説明会 令和3年1月15日・令和3年1月16日

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要 (議題②関係)

- **1** 日時 令和3年1月20日(水) 13:15 ~ 16:45
- 2 場所 滋賀県危機管理センター 大会議室
- 3 議題 ① 国道 161 号小松拡幅 13 工区に係る環境影響評価方法書について
 - ② 彦根愛知犬上地域新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ③ その他 (→無し)
- 4 出席委員 市川委員(会長)、惣田委員、畠委員、平山委員、松四委員、水原委員
- 5 議事概要

(事務局)

- ・ 本議題に先立ち、参考資料3により、大気質の環境要素の項目の見直しに係る滋 賀県環境影響評価技術指針の改正について報告。
- ・ 資料 2-1 および参考資料 4 により、事業概要およびこれまでの経緯等について 説明。

(事業者)

事業者資料2-2について説明。

(会長)

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いする。まずは事業概要について、次に調査・予測・評価の手法について。

(委員)

方法書にて示された彦根市の市道整備事業はどのような事業内容か。

(事業者)

4000台/日程度の通行量の道路として彦根市が整備の計画をしているが、その 道路幅や荒神山を通過する地点におけるトンネル、切土といった道路構造はまだ決定 しておらず、今後詳細設計を進めるとのこと。

(委員)

市道整備ルートが荒神山を通過分断し、また荒神山と水田を分断するルートとして 計画されていることについて、動物・生態系に対する影響はごみ処理施設整備事業より大きいのではないかと懸念される。

ヤマトサンショウウオ (カスミサンショウウオ) が荒神山から水田に産卵におりて くることもあるため、市道整備に当たっては環境影響に十分配慮いただくよう彦根市 にお願いをしている。これに対して、一部架橋構造とするなど、動物の動線が確保で きるような整備を検討するとの回答を彦根市から受けている。

(会長)

ごみ処理施設に係る環境影響評価は市道が整備されたという前提で予測・評価を行うということでよいか。

(事業者)

ごみ処理施設の供用に間に合うよう、市道整備を進めるとして彦根市から回答いただいており、市道が整備された前提での予測・評価を実施する。

(会長)

ごみ処理施設整備事業と市道整備事業は別事業であり、ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価において、市道整備事業による環境影響評価は実施されないということでよいか。また、市道整備の規模が全体で2km強かつ自然公園法に基づく特別地域にかかる部分が2km未満のため、環境影響評価条例の対象事業にも該当せず、市道整備事業としても環境影響評価の手続はないということでよいか。

(事務局)

それぞれ別事業として計画されているものであり、市道整備事業は条例の対象事業 にも該当しないため、手続上そうならざるを得ない。

(委員)

動物・生態系において、ごみ処理施設整備事業と比べ市道整備事業の方がより環境への影響が大きいと考えられるため、市道整備による影響を踏まえた適切な環境影響評価の実施を検討すること。

また、小ほ乳類や昆虫類をはじめとした動物の調査手法について、他の調査事例を 参考に、トラップの設置個数の増加や生息することが想定される動物種に合わせた調 査地点の設定・調査期間の設定など、適切に調査地点、調査手法および調査期間等を 設定すること。併せて、トラップ調査において捕獲した動物が死ぬことのないよう、 見回りを実施すること。

(事務局)

事務局としても、市道整備に係る環境への影響を懸念している。アセスの手続の範囲を超えた話になってしまうため、できるかどうか難しいところではあるが、ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の結果を彦根市の市道整備事業において反映していただけることが望ましいと考えている。

(会長)

本事業の事業者に市道整備に係る環境影響評価も実施していただくということか、それとも彦根市に自主アセスを実施していただくのか。

(事務局)

それぞれ別事業として異なる事業主体により計画されているものであり、県が本事業の事業者に市道整備に係る環境影響評価の実施を求めることはできない。事業者の実施した環境影響評価の結果については、彦根市に情報提供されるとのことなので、環境配慮のための参考として利用していただくということは考えられる。事業者と彦根市が市道整備に係る環境影響の対応について協議中とのことであり、その結果を踏まえて事業者に可能な対応をお願いするしかない。県から彦根市に対して自主アセスを実施するよう指導することは難しいと考えている。

(事業者)

それぞれ別事業として進めてきたものであり、彦根市による市道整備事業だけであれば環境影響評価の手続が必要ないものについて、1市4町で構成する彦根愛知広域行政組合が費用負担をして市道整備事業に係る環境影響評価を実施することは難しいと考える。組合としても、計画のルートは動物・生態系への影響が大きいと理解しており、市道整備に係る動物・生態系の調査については、彦根市のレッドデータブックの作成にも携わっていただいた、自然環境関係の市民団体の協力のもと追加調査を行うことができないか検討中である。また、その結果を彦根市に提供し、極力環境に配慮した市道整備となるようお願いしたいと考えている。

(会長)

本日の審査会における委員意見について、彦根市や市道整備に係る環境影響の調査 の協力を相談されている市民団体の方に伝えていただきたい。また、次回審査会にお いては、市民団体との協議内容を踏まえ、市道整備に係る環境影響評価について、彦 根市にどの程度協力いただけるか、報告すること。

市民団体との協議結果や、それを受けて彦根市にどの程度協力いただけるかについては、次回審査会で報告させていただきたい。

(委員)

方法書 2-14 に示された施設配置計画に示された災害廃棄物ヤードはどのような整備計画か。また、土砂災害の影響により災害廃棄物ヤードが使用できなくなることはないか。

(事業者)

他の市町では災害廃棄物保管ヤードが整備されており、本事業においては臭い等のない大型ごみの一時保管場所として使用することを想定しているため、囲いといった整備をしない予定である。また、計画では盛土により2.5m~3m程度かさ上げするため、土砂災害による影響は軽微として想定している。

(委員)

方法書 2-1、2-11 によると、 $3\sim4$ t の容器包装プラスチックの処理を焼却するか リサイクルするかでそれぞれの処理計画量が変化し、それぞれ最大となる処理能力に おいて環境影響の予測・評価がされるとのことであるが、分別する場合としてリサイクル処理のフローに示されている『分別統一案③』のほかに、分別せず焼却するとしてここに示されていない『分別統一案①、②』があるということでよいか。また、『分別統一案①、②』のそれぞれの違いは何か。

(事業者)

現在、彦根市では汚れの無いプラスチックをリサイクルし、そうでないものは焼却するよう分別しているが、他の4町はすべて燃やすごみに含めて固形燃料化後、焼却している。現在どちらの案で進めるかを1市4町で検討を進めているところである。『分別統一案①、②』の違いは、彦根市が古紙・衣類の行政回収を実施しており、今後継続して行政が受け入れするか、民間業者が受け入れするかであり、これによってリサイクル処理量の計画値に変更が生じる。また、焼却施設において廃食用油を焼却する場合は『分別統一案①、②』とし、焼却しない場合は『分別統一案③』としている。

(委員)

『分別統一案』ごとに焼却するごみの質が変化し、このことによる予測・評価に対する影響はないか。

家庭ごみのごみ質については、あらかじめ個々の家庭でどの程度汚れを落とし、分別されているかによっても変化が生じることから、一概に評価することは難しいところである。

(委員)

市道整備ルートは、本方法書段階においてはじめて彦根市から提示されたということか。

(事業者)

去る 10 月 18 日に方法書素案についての自主的な住民説明会を開催しており、この際に彦根市による公表を基に市道整備ルートについても地元住民に説明したところである。

(委員)

方法書 2-13 において、市道整備ルートが対象事業実施区域に極めて隣接している計画となっているが、進入口を対象事業実施区域のどの地点に設定するかなど、配慮書段階において施設配置等の複数案を検討された際の前提条件と異なっているため、そのときにまとめた計画段階配慮事項の検討結果や総合評価が変わるのではないか。

(事業者)

関係車両は市道に接続する対象事業実施区域内に整備された道路を経て、対象事業 実施区域の南東の最端地点にある斜路の進入口から施設に進入する。配慮書段階でも 同じ位置を進入口としており、このことによって配慮書段階における施設配置の複数 案に対する検討結果等が変わることはない。

配慮書段階ではアクセスルートが明確ではなかったため、施設配置や煙突高さ等について複数案を示し、計画段階配慮事項に係る優位性を検討している。市道整備に係る環境影響評価についてはどのように取扱うか未定だが、方法書以降において整備された市道をアクセスルートとする前提で調査・予測・評価する。

(会長)

市道整備ルートの一部が対象事業実施区域と重なっている部分について、市道整備 により施設配置が変わる部分があるのではないか。

市道整備ルートとして示しているものは、幅 100mの『ルート帯』であり、この間で幅 25~30mの4車線道路を計画している。ルート帯で災害廃棄物置場や調整池に重なる部分については、そこに重ならないよう、施設配置が優先されるルートで道路を敷設するよう検討されている。

(委員)

配慮書段階では市道整備ルートについて示されておらず、荒神山神社の景観を含めた文化的影響はフォトモンタージュによる予測・評価とすることとして意見がされているが、市道がごみ処理施設の北西を通過しており、神社の鳥居から本殿への参道を横切るように道路が建設されるとなると、地元住民目線からすると道路と施設が一連に建設されるものとしてとらえられる。配慮書における計画段階配慮事項の検討においては市道整備による前提条件がなかったが、準備書以降の手続では市道の影響を含めた予測・評価をすること。

(事業者)

荒神山神社遥拝殿から荒神山山頂までの参道を道路が横切ることは、荒神山の文化的位置付けだけでなく、動物・生態系をはじめとした環境影響に対しても懸念をしている。そこで、荒神山神社関係者とも相談の上、参道を架橋構造とするといった現状を維持する形で彦根市に整備していただくようお願いしているところである。また、準備書以降の手続では市道整備を前提条件とした予測・評価を行う。

(会長)

景観の予測・評価にあたっては、市道の整備を前提条件として行うこと。また、市 道の整備に伴い、集落を通過する既存道路の交通量が変わるため、大気・騒音・振動 についても適切な前提条件において、予測・評価を行うこと。

(事業者)

景観の予測・評価にあたっては、将来的なイメージとして眺望景観と市道の位置関係を示すフォトモンタージュとなる可能性がある。また、市道には関係車両が通行するものの、保全対象となる集落がないため、大気・騒音・振動といった関係車両の走行に係る環境影響評価については既存道路についての影響のみを評価する。

(会長)

市道の整備を前提として環境影響評価を行うと、準備書の段階で彦根市の市道整備計画に変更が生じた場合、環境影響評価をやり直さざるを得ないと考えるがいかがか。

(事務局)

市道が整備されることは、本事業の環境影響評価において社会的状況が変わるということであり、準備書以降において適切な前提条件において予測・評価される必要がある。規定上、一定の要件を満たせば再アセスということにもなりうるが、一般的に社会的条件が変わることで再アセスの要件には至らないと考えている。

(事業者)

環境影響評価のやり直しのないように進めている。仮に前提条件が変わったとして も、対応できる調査地点を選定し、予測・評価を進めていく。準備書作成時点の市道 整備計画の内容を基に適切に予測・評価を行う。

(委員)

市道整備を前提条件として、動物・生態系については市道による影響がない地点を 調査地点として設定するのではなく、影響のある地点を含めて調査地点として設定す るべき。

(事業者)

関係車両の走行に係る騒音・振動の環境影響評価については市道沿道に保全対象がないため、接続する既存道路沿道の保全対象がある地点を調査地点としている。しかし、動物・生態系の環境影響評価については別であり、道路計画に関係なく調査地点を設定する。

(会長)

関係車両は整備された市道を通過するため、既存道路における調査地点の交通量は 減少すると予測されるのではないか。交通量の影響をうける環境要素について、市道 整備の影響を予測条件として準備書以降の手続において適切に予測・評価を行うこと。

(事業者)

彦根市が本市道整備ルートを示した背景として、既存道路(県道2号線)において8000台/日もの交通量があることによって、周辺交差点においては渋滞が頻繁に発生している状況にあり、これまでの住民説明会等においても、地元から本ルートの整備について要望の声があがっていたことにある。このため、新たな市道の交通量が4000台/日と想定すると、単純計算で既存道路の交通量が約半分となり、渋滞緩和につながるのではないかと考えている。

市道整備については、来年度から詳細設計、現地調査が始まることから、準備書までに確定したルートを示していただけるよう彦根市にお願いしている。

(委員)

方法書 6-50 に示された景観の調査地点として、主要な眺望点が10か所選ばれているが、重要とされる荒神山神社遥拝殿からの景観が調査地点に含まれていないのはなぜか。

(事業者)

方法書 6-57 に示すとおり、文化財としての位置づけで荒神山遥拝殿を選定しており、この地点においても景観の予測・評価を行うこととしている。

(委員)

市道整備を前提として景観の予測・評価を進めるとのことだが、道路構造等を加味 したフォトモンタージュの作成ができるのか。

(事業者)

準備書以降の段階では道路構造等も計画が固まっていると考えている。ただし、ルートや構造次第で市道が目立たないようになる場合もあるが、フォトモンタージュに 反映させていく。

(委員)

方法書 3-131 に示される土砂災害警戒区域に指定されている区域をルート帯によっては道路が通過する場合があると考えられるが、これによる影響は検討しないということでよいか。

(事業者)

こちらの環境影響評価の結果を彦根市に伝え、環境への配慮の参考としていただく 予定だが、事業主体が異なるため、一体的な環境影響評価として予測・評価は実施しない。

(会長)

事業者は道路計画が変更となるリスクを負って一番可能性が高い計画を基に環境 影響評価を進めざるをえない。

(会長)

配慮書段階で複数案の検討が不十分として意見し、最終的には方法書第7章のとおり、より良い検討結果に至ったし、大気質についても特殊気象条件を含めて検討され、良い形となったと考える。今後の配慮書段階での必要な検討にあたっては、このレベルでの事業者への指導を事務局にお願いしたい。形だけの複数案の検討とならないようにしていただきたい。

(事務局)

手続の中で、事務局としてしっかり確認していきたい。今回の場合は、事業者が真 摯に受け止めて対応していただいていることによるものと考えている。ただ、そうで ない場合もあり、その点は課題としてとらえている。

(会長)

配慮書が作成される段階での指導をお願いしたい。そうでなければ、審査会の場で 複数案の検討が不十分として、同じ意見を繰り返すことになる。無理なことを要求し ているわけではないと考える。

(事務局)

審査会の場が有意義なものとなるよう、事務局としても引き続き努力する。

(会長)

方法書 2-10 の焼却施設のフローにおいて、「※」として示した設備を、「必要に応じて設置する」としているが、「脱硝反応塔」を設置しないことはあるのか。

(事業者)

脱硝については、脱硝反応塔がなくても、焼却炉に直接アンモニアを吹き込むことで脱硝することが技術的に可能(無触媒脱硝)である。現在設定している基準値ではこの技術を利用することが可能であり、今後施設整備事業者が検討し決定する事項となる。

(委員)

方法書 6-38、6-39 の水質の調査・予測・評価について、対象事業実施区域において内水氾濫が生じた際は、水が引きにくい場所と予測され、宇曽川への排水の機能を評価するうえで、水質調査地点を設定していると考えるが、どのような評価のためにどのようなデータを取ろうとしているか。

土地の改変に伴う濁りの流出の影響について、予測・評価することを目的としている。

(委員)

相当量の雨が降った際には、宇曽川からの水が対象事業実施区域に流入すると考えられ、調査期間内にそのような事象が発生しないことも想定されることから、浸水情報やその水位といった文献の調査や、水位のシミュレーションを実施するなどにより適切に予測・評価を行うこと。

(事業者)

予測の際は頂いた意見を基に、極端な状況での予測・評価を実施することを検討したい。

(会長)

大気質の野外拡散実験の目的は何か。

(事業者)

荒神山の地形による気流への影響を検討するためとしている。

(会長)

配慮書における予測・評価のとおり、大気に関して問題が生じることは考えにくいが、荒神山による吹きおろしでダウンドラフトが発生し、煙が地面付近に降下する際の影響が懸念される。このことに着目した調査として野外拡散実験を実施すること。

(事業者)

御意見を基に、調査実施する時期を含め検討したい。

(会長)

方法書 5-5 の一般意見の中に、煙突からの排気について「崇敬の対象物の尊厳を害する不敬行為」といった意見がある。煙突からの煙が、特に冬場は白煙となって目立つが、煙が神社にかかることに対して地元の方が不敬として感じるかもしれない。このことについて、煙の上昇高さ、煙突の位置、風向などから煙の神社に対する影響の評価を検討すること。

一般環境については、周辺の集落で現況調査を実施するところであるが、荒神山神 社でのバックグラウンドの測定も実施したいと考えている。また、野外拡散実験で荒 神山に調査地点を置くなどにより現況把握ができると考えている。これに併せて、ご 意見のとおり煙が神社にかかる影響の評価についても検討する。

(会長)

ほかにご意見がないことを確認したため、本議題の審査はこれで終了とする。

以上